

西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設） 岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業の概要等

1 計画概要

(1) 目的

本事業は、岡崎西尾ブロック（岡崎市、西尾市及び幸田町）内において、既に稼働している岡崎市中心クリーンセンターとともにごみ焼却処理を担う施設として、西尾市クリーンセンター及び岡崎市八帖クリーンセンターを集約した新たな広域ごみ処理施設を建設することを目的とする。

(2) 都市計画決定権者

西尾市※

※ 本事業は都市計画に定められる事業であり、都市計画決定権者である西尾市が都市計画手続と併せて環境影響評価手続を行う。

(3) 対象事業実施区域の位置

西尾市吉良町岡山大岩山地内ほか

(4) 事業規模

処理能力 266t/日

2 手続根拠法令

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）

3 経緯

2022年3月1日 配慮書の案の公告・縦覧（3月2日～3月31日）

5月11日 配慮書の公表（5月11日～6月9日）

8月4日 配慮書についての知事意見の通知

11月1日 方法書の公告・縦覧（11月1日～11月30日）

2023年3月24日 方法書についての知事意見の通知

2024年3月4日 準備書の県への送付

3月5日 準備書の公告・縦覧（3月5日～4月5日）

5月24日 準備書に係る住民意見の概要と都市計画決定権者の見解の送付

5月31日 審査会の開催（諮問）

4 今後の対応

知事は、審査会の答申、関係市町長意見等を踏まえ、準備書について環境の保全の見地からの意見を都市計画決定権者（西尾市）に通知する。

この知事意見の通知は、都市計画決定権者（西尾市）から準備書についての住民意見の概要と都市計画決定権者の見解の送付があった日（2024年5月24日）から120日以内（2024年9月21日まで）に行う。

5 対象事業実施区域の位置



※国土地理院の2.5万分の1地形図を加工して作成

岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価の手続の流れ

